



2025年12月15日

各 位

会社名 ビズメイツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 伸明
(コード番号: 9345、東証グロース市場)
問合せ先 経営戦略本部長 CFO 和田 学
(TEL. 03-3526-2640)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年3月27日開催予定の第14期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に関するお知らせ」のとおり、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実と経営の迅速化を図るため、2026年3月27日開催予定の第14期定期株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。

つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、本移行に必要な定款の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月27日（金）（予定）

定款変更の効力発生日 2026年3月27日（金）（予定）

以上

変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 (4) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第8条 (条文省略)	第6条～第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議又は取締役会の委任を受けた取締役</u> によって定める。 3 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会又は取締役会の委任を受けた取締役</u> において定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第16条 (条文省略)	第11条～第16条 (現行どおり)

現行	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会員の取締役は、9名以内とする。 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、4名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2 ~ 3 (条文省略)
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の締結時までとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 3 任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として、又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
現行	変更案

<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p>	<p>第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p>	<p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>現行</p>	<p>変更案</p>

<p><u>3 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
---	---

現行	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 36 条～第 37 条 (条文省略)	第 32 条～第 33 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 39 条～第 42 条 (条文省略)	第 35 条～第 38 条 (現行どおり)
(新設)	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>附則</p> <p>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 14 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>